

令和2年12月18日

千葉県環境影響評価条例施行規則等の改訂方針について（案） （太陽電池発電所の追加）

1 概要

- ① 令和元年7月5日に「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」が公布され、「太陽電池発電所の設置の工事の事業」等が法対象事業に追加された。（令和2年4月1日施行、概要は参考1のとおり）
- ② 政令改正の趣旨を踏まえ、本県の条例対象事業にも同事業等を追加することとし、「千葉県環境影響評価条例施行規則」の改正を行う。
- ③ 併せて、環境影響評価の項目や手法等を定めた「県技術指針」についても、所要の改正を行う。

「千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則」

2 改訂方針

（1）千葉県環境影響評価条例施行規則

対象事業に「太陽電池発電所の設置又は変更」を追加することとし、対象となる事業の規模要件等を定める。

① 規模要件の指標

太陽電池発電所の設置等に伴う環境影響は、土地造成等の面的開発に係る側面に大きく左右されることから、面積を指標とする。

なお、発電所事業においては面積に係る統一的な考え方が存在せず、面積の判断に疑義が生じる場合があり得ることから、明確かつ簡便に面積を規定できる指標として、設置する太陽電池発電施設（太陽電池パネル等）の水平投影面積とする。

<参考>

ア 工場立地法及び関係規程

「太陽光発電施設（環境施設）」を「太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナ及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置」と定義し、当該施設の面積は、当該一連の機械又は装置の水平投影面積で算定するものとされている

イ 県自然公園条例及び関係規程

届出が必要となる普通地域内の開発行為等のうち、太陽光発電施設については、地上部分の水平投影面積の合計が1,000平方メートルを超える場合とされている。

② 規模要件の水準

ア 水準の設定に当たっては、条例において面積を規模要件とする他の対象事業との整合を図る。

イ 法令により指定されている自然公園など、特に保全を図る必要があると認められる区域においては水準を低く設定する。

ウ 既存の条例対象事業である「土砂等の埋立等の事業」では、国定公園や県立自然公園、地域森林計画対象民有林等の区域で事業を行う場合は埋立区域が10ha以上の場合に対象事業となり、その他の区域における場合の40haと差別化を図っており、太陽電池発電所においてもこれを参考に設定する。

③ 具体的な改正内容

別表第一、第四及び第五に以下ア～ウの事項を追加する。

ア 対象事業の規模要件（別表第一）

事業の種類	規模要件		
	指標	基本事業※1	関連対象事業※2
太陽電池発電所の設置の工事の事業	・設置する太陽電池発電施設の水平投影面積	自然公園等※3区域 10ha以上	自然公園等※3区域 5ha以上
		上記以外 40ha以上	上記以外 20ha以上
太陽電池発電所の変更の工事の事業	・新たに設置する太陽電池発電施設の水平投影面積	自然公園等※3区域 10ha以上	自然公園等※3区域 5ha以上
		上記以外 40ha以上	上記以外 20ha以上

※1 条例に基づき環境影響評価を行う事業

※2 基本事業又は法対象事業と密接に関連し一体的に実施される事業で、知事が必要と判定した場合に環境影響評価を行う事業

※3 【自然公園法】国定公園 【千葉県立自然公園条例】県立自然公園

【千葉県自然環境保全条例】自然環境保全地域、郷土環境保全地域、緑地環境保全地域

【森林法】地域森林計画対象民有林

イ 軽微な修正の要件※4（別表第四）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
太陽電池発電所の設置又は変更	設置する太陽電池発電施設の水平投影面積	20%以上増加しないこと
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと

※4 方法書公告から評価書公告までの間に事業内容を修正する場合、環境影響評価の再実施が不要となる要件

ウ 軽微な変更の要件※5（別表第五）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
太陽電池発電所の設置又は変更	設置する太陽電池発電施設の水平投影面積	10%以上増加しないこと
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと

※5 評価書公告後、事業着手までの間に事業内容を変更する場合、環境影響評価の再実施が不要となる要件

エ 関連対象事業の要件（第4条第3項第一号）（資料2-2）

関連対象事業の要件である、①基本事業又は法対象事業（親事業）の事業区域との距離、②親事業の工事着手予定時期との関係、③親事業の事業者との同一性のうち、①の距離に係る規定に太陽電池発電所を追加する。

「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」

（2）県技術指針

令和元年12月20日に公表された発電所アセス省令（経済産業省令）改正案では、「地形改変及び施設の存在」により影響を受けるおそれがある環境要素のうち「土地の安定性」「反射光」「産業廃棄物」が、太陽電池発電所に特有の項目とされ、調査及び予測の手法と併せて、新たに示された。

省令の改正内容を踏まえ、県技術指針においても、太陽電池発電所に係る環境要素として「反射光」を追加するとともに、環境影響評価の項目を選定する際に検討すべき別表第一について、所要の改正を行う。

① 太陽電池発電所に係るアセス項目（参考項目）

○「反射光」の追加（資料2-3）

既存の環境要素「風害、光害及び日照阻害」の光害に「反射光」を含むことを明記する。

○発電事業における活動要素の区分（別表第一）の追加（資料2-4）

対象事業「発電用電気工作物の設置又は変更」について、環境影響を及ぼすおそれのある活動要素として、「土地又は工作物の存在及び供用」に係る「工作物の撤去又は廃棄」を追加する。

なお、省令改正案にある「土地の安定性」について、県技術指針では「地形及び地質等」に該当するため、項目に係る改正は行わない。

② 太陽電池発電所に係る調査、予測及び評価の手法（参考手法）（別表第三）（資料2-5）

県技術指針で示している参考手法は、省令改正案で示された手法を包含していることから、特段の改正は行わない。

なお、参考手法の具体的な内容を定めた「千葉県環境影響評価技術細目」について、県技術指針の改正に合わせて必要な改正を行う。

（3）経過措置

施行日より前に、電気事業法に基づく「工事計画認可申請」又は「工事計画届出」がなされた太陽電池発電所事業であって、施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模の縮小、若しくは軽微な変更のみをして実施されるものについては、環境影響評価の手続は不要とする。

3 概略スケジュール

令和元年	12月13日	諮問
	12月20日	環境影響評価委員会① 審議
	12月20日	【国】主務省令改正案の公表、パブリックコメント
令和2年	1月17日	環境影響評価委員会② 現地調査
	2月21日	環境影響評価委員会③ 審議
	11月6日～12月5日	パブリックコメント（規則改正案、技術指針改正案）
	12月18日	環境影響評価委員会④ 最終審議（答申）
	12月下旬	改正規則・改正技術指針 公布
	4月1日	改正規則・改正技術指針 施行